

○柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成 14 年 3 月 11 日

組 合 規 則 第 36 号

改正 平成 18 年 12 月 1 日組合規則第 54 号 平成 21 年 12 月 1 日組合規則第 63 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例（昭和 55 年組合条例第 17 号。以下「給与条例」という。）に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し、別に定める場合を除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与条例別表の給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれか一の給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第 6 条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な 1 級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 管理者の行う試験又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。
- (9) 上級 職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 中級 職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- (11) 初級 職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

(級別職務分類)

第3条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、級別職務分類表（別表第1）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表）

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、級別資格基準表（別表第2）に定めるとおりとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種間の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の職員」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験結果に基づいて職員となった者

(2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ管理者の承認を得た試験の結果に基づき、管理者により承認された方法により選択されて職員となった者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得るもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において定める場合を除き、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の例による。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合にはその資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分より

も下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表第3)に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表(別表第4)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第16条及び第17条の規定の適用を受けた職員 他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(2) 第23条第1項又は第25条第1項に規定する異動をした職員 他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める資格により決定するものとする。

2 第16条各号の一に掲げる者から職員となった者又は第17条に規定する特

殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ管理者の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第11条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表(別表第5)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、その者に適用される初任給基準表の職種間の区分に対応する学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給はその者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第13条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規程による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、一般職の職員の給与等に関する法律の適用を受ける国家公務員の例による。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第13条 新たに公務員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を取得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)

の数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第 14 条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第 11 条第 1 項の規定による号給(前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に当該経験年数の月数を 12 月(その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数(第 2 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる者で必要経験年数が 5 年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18 月)で除した数(1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に 4 を乗じて得た数を号給とする号給(管理者の定める者にあつては、当該号給の数に 3 を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

- (1) 第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格(前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (2) 第 5 条第 2 項第 3 号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第 1 項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
- (3) 前 2 号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第 1 項の規定の適用を受ける者に

あつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数

- (4) 第 1 号又は第 2 号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。)である者
級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える
経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第 1 項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第 1 項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第 1 項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前 2 項に定めるもののほか、第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第 15 条 前 2 条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第 16 条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前 2 条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) 前 3 号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき業務が町に移管された

機関に勤務するもの

(5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者

(6) 前各号に掲げる者に準ずると認められる者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難となると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在職年数を有していることによりその者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在職年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が2年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りではない。

(上位資格の取得による昇格)

第19条 職員が第5条第2項各号の一に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重

度障害の状態となった場合は、第 18 条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第 2 1 条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 6 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前 3 条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇給が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第 19 条の規定により職員を昇格させた場合において、前 2 項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前 2 項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前 3 項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第 2 2 条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前 2 項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらずあらかじめ管理者の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第 2 3 条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に 100 分の 80 以上又は

100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第24条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者及び管理者の定める者 あらかじめ管理者の定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

2 前号の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第21条及び第22条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第25条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第23条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第26条 第24条第1項及び第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。

(昇給日)

第27条 給与条例第6条第4項の規則で定める日は、第31条又は第32条に定めるものを除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の証明)

第28条 給与条例第6条第4項の規定による昇給(第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。第29条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の号給数)

第29条 給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第30条 給与条例第6条第6項の規則で定める職員は、56歳とする。

(研修、表彰等による昇給)

第31条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第32条 勤務成績が特に良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者の定める日に給与条例第4条第4項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第33条 第27条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第34条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第21条第3項又は第24条第2項(第26条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける場合を除く。)又は管理者の定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を管理者の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第35条 休職にされ、若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書きに規定する許可(以下この条において「専従許可」という。)を受けた職員が復帰し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第7)に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の昇給を調整することができる。

2 派遣職員が職務の復帰した場合又は管理者が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

(派遣職員の退職時の号給の調整)

第35条の2 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第36条 職員の給料決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(管理者が定める基準等についての暫定措置)

第37条 第17条若しくは第24条第1項第2号(第26条において準用する場合を含む。)に規定する管理者の定めることとされている基準又は級別資格基準表において別に定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号給又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に管理者の承認を得て行うものとする。

(この規定により難い場合の措置)

第38条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に管理者の承認を得て、別段の取扱いとすることができる。

(管理者への委任)

第39条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成18年12月1日規則第54号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年柵原吉井特別養護老人ホーム組合条例第81号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の柵原吉井特別養護老人ホーム組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表(一)の2級若しくは5級又は行政職給料表(二)の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職

務の級への昇格(切替日から平成19年3月31日までの間における第18条の規定によるものに限る。)については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表(一)の2級若しくは5級又は行政職給料表(二)の4級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに改正条例附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が同条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

- 4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして規則第21条又は22条の規定を適用する。

(平成19年1月1日における昇給の号給数等)

- 5 平成19年1月1日において、給与条例第6条第4項の規定による昇給(同規則第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(次項において「基準号給数」という。)に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に同規則第21条第3項、第24条第2項(第26条において準用する場合を含む。)若しくは第33条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が0となる職員
- (2) 給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員で次項第3号に掲げる職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる職員(給与条例第6条第6項の規定の適用を受けるものを除く。)で管理者が昇給させることが適当でないと認めるもの

- 6 職員の基準号給数は、規則第 28 条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である職員 8 号給以上(給与条例第 6 条第 6 項の規定の適用を受ける職員にあつては、4 号給以上)
 - (2) 勤務成績が良好である職員 4 号給
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない職員 3 号給以下
- 7 管理者の定める事由以外の事由によって切替日から平成 18 年 12 月 31 日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあつては、新たに職員となった日から同月 31 日までの期間)の 6 分の 1 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第 3 号に掲げる職員に該当するものとみなして、前 2 項の規定を適用する。
- 8 附則第 6 項の規定による昇給の号給が、平成 19 年 1 月 1 日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月 1 日において職務の級を異にする異動又は規則第 23 条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 附則第 6 項第 1 号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数等を考慮して管理者の定める号給数を超えてはならない。
- (改正条例附則第 7 項の規則で定める職員)
- 10 改正条例附則第 7 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 切替日以後に、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(改正条例附則第 2 項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあつては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第 1 の新級欄に掲げる職務の級(同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級)以下「基準級」という。)により下位の職務の級に降格した職員
 - (2) 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(3) 切替日以降に管理者の承認を得てその号給を決定された職員

(改正条例附則第 8 項に定める職員)

1 1 改正条例附則第 8 項の規則で定める職員で、同条例別表第 2 による定めのない職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその職員が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた次の表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその職員が旧給料月額を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて次の表の定める号給。

旧級	旧給料月額 / 経過期間	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
8 級	453,200 円	69	70	71	72	73
	456,800 円	73	74	75	76	77
	上記以外の号給	77				

1 2 改正条例第 7 条の規定による給料の支給について、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の事情があるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

別表第 1 級別職務分類表 (第 3 条関係)

ア 行政職給料表 (一) 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 主事の職務
2 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする主事の職務 (2) 主査の職務
3 級	(1) 主任の職務 (2) 事務長の職務
4 級	(1) 困難な業務を処理する事務長の職務
5 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする事務長の職務 (2) 困難な業務を処理する庄長代理の職務

	(3) 荘長の職務
6 級	(1) 困難な業務を処理する荘長の職務 (2) 参与の職務

イ 行政職給料表（二） 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 主事補、介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務 (2) 副主任介護士の職務
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする副主任介護士の職務 (3) 主任介護士、介護士長の職務
4 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする介護支援専門員、生活相談員、介護士、調理員、介助員、主任介護士、介護士長の職務

ウ 医療職給料表（三） 級別職務分類表

職務の級	標準的な職務
1 級	(1) 看護師、栄養士の職務 (2) 主任看護師、主任栄養士の職務
2 級	(1) 高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務 (2) 高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務
3 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務
4 級	(1) 相当高度の知識又は経験を必要とする看護師、栄養士の職務

	職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主任看護師、主任栄養士の職務
--	---

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

ア 行政職給料表（一）級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
正 規 の 試 験	上級	大学卒			3	5	4	5
				0	3	8	12	17
	中級	短大卒		3	4	5	4	5
			0	3	7	12	16	21
	初級	高校卒		5	4	5	4	5
			0	5	9	14	18	23
そ の 他	大学卒		2	4	5	4	5	
		0	2	6	11	15	20	
	短大卒		4	4	5	4	5	
		0	4	8	13	17	22	
	高校卒		6	4	5	4	5	
		0	6	10	15	19	24	
	中学卒		6	4	5	4	5	
		3	9	13	18	22	27	

イ 行政職給料表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
技能労務職	高校卒		5	3	別に定める
		0	5	8	

ウ 医療職給料表（三）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級

看護師 栄養士	短大卒			7	別に定める
			0	7	

別表第3 経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員、 又は旧公共企業体、地方 公営企業、政府関係機関 若しくは外国政府の職員 としての在職期間	職員の職務とその種類が 類似する職務に従事した 期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下(他の職員と の均衡を著しく失する場 合は、100/100 以下)
民間における企業体、団 体等の職員としての在職 期間	職員としての職務にその 経験が直接役立つと認め られる職務に従事した期 間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学歴免許等資格区分表に掲げる学校等における在学 期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務 等特殊の知識、技術又は 経験を必要とする職務に 従事した期間で、その職 務についての経験が職員 としての職務に直接役立 つと認められる期間	100/100 以下
	技能、労務等の職務に従 事した期間で、その職務 についての経験が職員と しての職務に役立つと認 められる期間	50/100 以下(他の職員と の均衡と著しく失する場 合は、80/100 以下)
	その他の期間	25/100 以下(他の職員と の均衡と著しく失する場

		合は、50/100 以下)
--	--	---------------

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められる期間」の区分の適用を受ける期間のうち、技能労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100 以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける職員のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を管理者が別に定める。

別表第 4 修学年数調整表(第 7 条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		(16 年)	(14 年)	(12 年)	(9 年)
博士課程終了	21 年	+5 年	+7 年	+9 年	+12 年
修士課程終了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
専門職学位課程修了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大学 6 卒	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大学専攻科卒	17 年	+1 年	+3 年	+5 年	+8 年
大学 4 卒	16 年		+2 年	+4 年	+7 年
短大 3 卒	15 年	-1 年	+1 年	+3 年	+6 年
短大 2 卒	14 年	-2 年		+2 年	+5 年
短大 1 卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高校専攻科卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高校 3 卒	12 年	-4 年	-2 年		+3 年

高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 本表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄に本表の基準学歴区分欄に掲げる区分以外の区分による学歴免許等が掲げられている場合における本表の適用については、その者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する修学年数欄の年数から初任給基準表に掲げられている学歴免許等の資格の属する学歴区分に対応する同欄の年数を減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときは減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対する本表の適用については、学歴区分欄の「博士課程終了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって本表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 次に掲げる職員については、その者に適用される本表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。
 - 一 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した者
 - 二 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者
 - 三 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に取得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者
 - 四 学校教育法による専修学校の修業年限1年以上2年未満の高等課程(年

間授業が 800 時間以上のものに限る。)の卒業者(学歴免許等資格区分欄に掲げられている学歴免許等資格及びこれらの資格に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格を有する者を除く。)

五 海員学校専科の卒業者

六 海員学校司ちゅう科の卒業者

七 海技大学校本科の卒業者

6 昭和 50 年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その者に適用される本表の学歴区分の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、その者に適用される同表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

7 海洋学校高等科の卒業者については、その者に適用される本表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ 2 年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

別表第 5 初任給基準表 (第 11 条関係)

ア 行政職給料表 (一) 初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規 の 試 験	上級		1 級 25 号給
	中級		1 級 15 号給
	初級		1 級 5 号給
その他		大学卒	1 級 21 号給
		短大卒	1 級 9 号給
		高校卒	1 級 1 号給

ア 行政職給料表 (二) 初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

主事補、介護士、副主任 介護士、主任介護士 介 護士長、調理員、介助員 生活相談員、介護支援専 門員	高校卒	1 級 17 号給
--	-----	-----------

ウ 医療職給料表（三）

職種	学歴免許等	初任給
看護師 栄養士	高校卒 専門学校卒	1 級 5 号給

別表第 6 昇格時号給対応表（第 21 条関係）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2
11	1	1	1	3	3
12	1	1	1	4	4
13	1	1	1	5	5
14	1	1	1	6	6
15	1	1	1	7	7
16	1	1	1	8	8
17	1	1	1	9	9

18	1	2	2	10	10
19	1	3	3	11	11
20	1	4	4	12	12
21	1	5	5	13	13
22	1	6	6	14	14
23	1	7	7	15	15
24	1	8	8	16	16
25	1	9	9	17	17
26	1	10	10	18	18
27	1	11	11	19	19
28	1	12	12	20	20
29	1	13	13	21	21
30	1	14	14	22	22
31	1	15	15	23	23
32	1	16	16	24	24
33	1	17	17	25	25
34	2	18	18	26	28
35	3	19	19	27	27
36	4	20	20	28	28
37	5	21	21	29	29
38	6	22	22	30	30
39	7	23	23	31	31
40	8	24	24	32	32
41	9	25	25	33	33
42	10	26	26	34	34
43	11	27	27	35	35
44	12	28	28	36	36
45	13	29	29	37	37
46	14	30	30	38	38

47	15	31	31	39	39
48	16	32	32	40	40
49	17	33	33	41	41
50	18	34	34	42	41
51	19	35	35	43	42
52	20	36	36	44	42
53	21	37	37	45	43
54	22	38	38	46	43
55	23	39	39	47	44
56	24	40	40	48	44
57	25	41	41	49	45
58	25	41	42	50	45
59	26	42	43	51	46
60	26	42	44	52	46
61	27	43	45	53	47
62	27	43	45	54	47
63	28	44	45	55	48
64	28	44	46	56	48
65	29	45	46	57	49
66	29	45	46	58	49
67	30	46	47	59	50
68	30	46	47	60	50
69	31	47	47	61	51
70	31	47	48	62	51
71	32	48	48	63	52
72	32	48	48	64	52
73	33	49	49	65	53
74	33	49	49	66	54
75	34	49	49	67	55

76	34	49	50	68	56
77	35	50	50	69	57
78	35	50	50	70	58
79	36	50	51	71	59
80	36	50	51	72	60
81	37	51	51	73	61
82	37	51	52	74	62
83	38	51	52	75	63
84	38	51	52	76	64
85	39	52	53	77	65
86	39	52	53	78	
87	40	52	53	79	
88	40	52	53	80	
89	41	53	54	81	
90	41	53	54	82	
91	42	53	54	83	
92	42	53	54	84	
93	43	53	55	85	
94		54	55		
95		54	55		
96		54	55		
97		54	56		
98		54	56		
99		55	56		
100		55	56		
101		55	57		
102		55	57		
103		55	58		
104		56	58		

105		56	59		
106		56	59		
107		56	60		
108		56	60		
109		57	61		
110		57	61		
111		57	62		
112		57	62		
113		58	63		
114		58			
115		58			
116		58			
117		59			
118		59			
119		59			
120		59			
121		60			
122		60			
123		60			
124		60			
125		61			

イ 行政職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1

7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	2
31	1	23	3
32	1	24	4
33	1	25	5
34	1	26	6
35	1	27	7
36	1	28	8
37	1	29	9

38	2	30	10
39	3	31	11
40	4	32	12
41	5	33	13
42	6	33	14
43	7	34	15
44	8	34	16
45	9	35	17
46	10	35	18
47	11	36	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27
56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	51	36
65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40

69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47
76	40	56	48
77	41	57	49
78	41	57	50
79	42	58	51
80	42	58	51
81	43	59	53
82	43	59	54
83	44	60	55
84	44	60	56
85	45	61	57
86	45	61	58
87	46	61	59
88	46	62	60
89	47	62	61
90	47	62	61
91	48	63	62
92	48	63	62
93	49	63	63
94	49	64	63
95	50	64	64
96	50	64	64
97	51	65	65
98	51	65	65
99	52	65	66

100	52	65	66
101	53	66	67
102	53	66	67
103	53	66	68
104	54	66	68
105	54	67	69
106	54	67	70
107	55	67	71
108	55	67	72
109	55	68	73
110	56	68	73
111	56	68	74
112	56	68	74
113	57	69	75
114	57	69	75
115	58	69	76
116	58	69	76
117	59	70	77
118	59	70	78
119	60	70	79
120	60	70	80
121	61	71	81
122		71	82
123		71	83
124		71	84
125		72	85
126		72	85
127		72	86
128		72	86
129		73	87
130		73	87

131		73	88
132		74	88
133		74	89
134		74	
135		75	
136		75	
137		75	

ウ 医療職給料表（三）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	2
15	1	1	3
16	1	1	4
17	1	1	5
18	2	1	6
19	3	1	7
20	4	1	8

21	5	1	9
22	6	1	10
23	7	1	11
24	8	1	12
25	9	1	13
26	10	2	14
27	11	3	15
28	12	4	16
29	13	5	17
30	14	6	18
31	15	7	19
32	16	8	20
33	17	9	21
34	18	10	22
35	19	11	23
36	20	12	24
37	21	13	25
38	22	14	26
39	23	15	27
40	24	16	28
41	25	17	29
42	26	18	30
43	27	19	31
44	28	20	32
45	29	21	33
46	30	22	34
47	31	23	35
48	32	24	36
49	33	25	37

50	34	26	38
51	35	27	39
52	36	28	40
53	37	29	41
54	38	30	42
55	39	31	43
56	40	32	44
57	41	33	45
58	42	34	46
59	43	35	47
60	44	36	48
61	45	37	49
62	46	38	50
63	47	39	51
64	48	40	52
65	49	41	53
66	50	42	54
67	51	43	55
68	52	44	56
69	53	45	57
70	54	46	58
71	55	47	59
72	56	48	60
73	57	49	61
74	58	50	62
75	59	51	63
76	60	52	64
77	61	53	65
78	62	54	66

79	63	55	67
80	64	56	68
81	65	57	69
82	65	58	70
83	66	59	71
84	66	60	72
85	67	61	73
86	67	62	74
87	68	63	75
88	68	64	76
89	69	65	77
90	70	66	78
91	71	67	79
92	72	68	80
93	73	69	81
94	74	70	82
95	75	71	83
96	76	72	84
97	77	73	85
98	77	74	85
99	78	75	86
100	78	76	86
101	79	77	87
102	79	78	87
103	80	79	88
104	80	80	88
105	81	81	89
106	81	81	90
107	81	81	91

108	82	82	92
109	82	82	93
110	82	82	94
111	83	83	95
112	83	83	96
113	83	83	97
114	84	84	98
115	84	84	99
116	84	84	100
117	85	85	101
118	85	85	101
119	85	85	102
120	85	86	102
121	86	86	103
122	86	86	103
123	86	87	104
124	86	87	104
125	87	87	105
126	87	88	
127	87	88	
128	87	88	
129	88	89	
130	88	89	
131	88	89	
132	88	90	
133	89	90	
134	89	90	
135	89	91	
136	90	91	

137	90	91	
138	90	92	
139	91	92	
140	91	92	
141	91	93	
142	92	93	
143	92	93	
144	92	94	
145	93	94	
146	93	94	
147	93	95	
148	93	95	
149	94	95	
150	94	96	
151	94	96	
152	94	96	
153	95	97	
154	95		
155	95		
156	95		
157	96		
158	96		
159	96		
160	96		
161	97		
162	97		
163	97		
164	98		
165	98		

166	98		
167	99		
168	99		
169	99		

別表第 7 休職期間等調整換算表（第 35 条関係）

休職等の期間	換算率
地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職(公務上の負傷又は疾病によるものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病による休暇の期間	3/3 以下
第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職(通勤による負傷又は疾病にかかるものに限る。)又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	2/3 以下
専従許可の有効期間	2/3 以下
職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 7 条に規定する介護休暇の期間	1/2 以下
第 28 条第 2 項第 1 号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間	1/3 以下(結核性疾患によるものである場合にあっては 1/2 以下)
第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3/3 以下
育児休業をした期間	1/2 以下

備考

この表により換算する休職等の期間は、復職等の日において受ける給料月額を受けるとした日以後の休職等の期間に限るものとする。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日規則第 63 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。